

「熊本県台湾関連ビジネス拡大支援資金」のご案内

朗報

台湾関連ビジネスを行う方にお得な保証制度があります！

熊本県信用保証協会では、台湾関連ビジネスに関する支援資金制度を以下のとおり設けています。

制度概要

制度名	熊本県小規模事業者 おうえん資金	熊本県台湾関連ビジネス拡大 支援資金（一般枠）保証制度	熊本県台湾関連ビジネス拡大支援資金 （海外投資枠）保証制度
制度略称	おうえん台湾	県台湾関連一般	県台湾海外投資
制度特徴	<ul style="list-style-type: none"> 台湾関連ビジネスに資する資金 小規模事業者の資金調達で活用 複数口の利用可 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾関連ビジネスに資する資金 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾直接投資の事業に資する資金
制度要件	<ul style="list-style-type: none"> 既存の保証債務残高との合計が2,000万円以内 従業員20人（商業・サービス業5人）以下 <p>・対象となる台湾関連ビジネスの事業開始時期は設定されないため、従前から台湾関連の事業を営んでいた事業者の資金需要にも対応可能</p> <p>・台湾関連ビジネスの定義 台湾人の顧客向け、台湾との直接・間接取引、台湾製品の取扱い等（小売、卸売、飲食の場合、一部でも取扱いをすれば対象となる）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 融資対象者は、台湾に関連する事業に取り組む者 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾に関連する事業に取り組む者であって、台湾への直接投資の事業に要する資金を必要とし、資金計画を提出するもの（県内事業所のすべてを廃止する場合を除く） <ol style="list-style-type: none"> ① 外国法人（当該事業者の出資割合10/100以上）の株式（出資）の取得に要する資金 ② 外国法人（当該事業者の出資割合10/100以上）の発行する証券等の取得、同法人への金銭貸付に要する資金 ③ 当該事業者と永続的な関係がある外国法人の発行する証券等の取得、同法人への金銭貸付に要する資金 ④ 外国における支店、工場その他の営業所の設置又は拡張に充てるための資金 ⑤ 海外直接投資の事業の実施に必要な従業員教育の費用に要する資金 ⑥ 海外直接投資の事業の実施に必要な調査の費用に充てるための資金
保証限度額	2,000万円 ※既存の保証付融資残高との合計	8,000万円	1億円
保証期間・据置	設備資金：1～7年以内 運転資金：1～5年以内 ※据置6ヶ月以内	1～10年以内 ※据置1年以内	1～10年以内 ※据置1年以内

制度名	熊本県小規模事業者 おうえん資金	熊本県台湾関連ビジネス拡大 支援資金（一般枠）保証制度	熊本県台湾関連ビジネス拡大支援資金 （海外投資枠）保証制度
信用 保証率 ・割引	0.30%～1.15% ※担保割引、会計割引対象	0.35%～1.80% ※担保割引、会計割引対象	0.5% ※担保割引、会計割引対象
貸付 金利	3年以内 1.50%以内 5年以内 1.65%以内 7年以内 1.80%以内	2.10%以内	2.10%以内
申込 窓口	商工団体、県信組、 （公財）くもと産業支援財団	商工団体、取扱金融機関	取扱金融機関
必要 書類	県制度融資申込書 県税未納無し証明書 商工団体意見書（県信組は不要） 事業計画書（様式1）	県制度融資申込書 県税未納無し証明書 商工団体意見書（商工団体 経由の申込みの場合） 事業計画書（様式1）	【共通】 県制度融資申込書 県税未納無し証明書 【資金使途に応じて必要】 ①海外直接投資に係る証券取得に係る計画書 （様式1） ②海外直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書 （様式2） ③外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書 （様式3） ④海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書（様式4）

ご利用例



台湾料理提供のため、
メニュー表の多言語化
対応費用



台湾人観光客向け
レンタカー事業に
係る設備資金



台湾人向け物件への
改修費用



台湾人従業員雇い入れ
のための人件費



上記以外にも様々な事業資金に
ご利用いただけます！

本制度についてのお問い合わせはこちら

 熊本県信用保証協会

 0120-69-3221 受付時間9:00～17:15
(土・日・祝を除く)

QRコードを読み取ることでHPからもご相談いただけます！

【本所】096-375-2000
【八代支所】0965-33-2579
【天草支所】0969-23-2015

